

# 許可通知書

都市計画法第53条第1項の規定による建築の許可をしたので通知します。  
ただし、下記の条件をつけます。

※ 許可番号 第 号

※ 許可年月日 令和 年 月 日

香川県知事 池田 豊人

郡 町

様

許可の内容

1 建築物の敷地の所在及び地番	郡 町		
2 建築物の構造	1階 2階	地階有 地階無	木造 鉄骨造 コンクリートブロック造
3 新築、増築、改築又は移転の別	新築	増築	改築 移転
4 敷地面積、建築面積及び延べ面積	敷地 面積 ㎡	建築 面積 ㎡	延べ床 面積 ㎡

許可の条件

※
---

注

- 建築物の敷地の位置、規模又は構造を変更したときは、改めて許可申請を提出してください。  
ただし、都市計画施設（道路、公園等）の予定敷地にかからなくなるときは申請の必要はありませんが、その旨町役場へ申しでてください。
- この許可通知書は大切に保管してください。

（教示）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

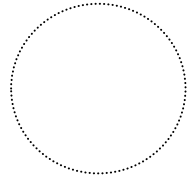
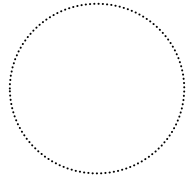
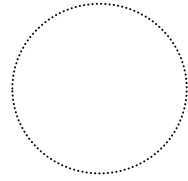
この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として（訴訟において香川県を代表する者は香川県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

町受付

土木事務所受付

県受付



公	印	発	送

## 許可申請書

令和 年 月 日

香川県知事 池田 豊人 殿

住所

申請者

氏名

都市計画法第53条第1項の許可を受けたいので、下記により、申請します。

1 建築物の敷地の所在及び地番	郡 町		
2 建築物の構造	1階 2階	地階有 地階無	木造 鉄骨造 コンクリートブロック造
3 新築、増築、改築又は移転の別	新築	増築	改築 移転
4 敷地面積、建築面積及び延べ面積	敷地 面積 ㎡	建築 面積 ㎡	延べ床 面積 ㎡

5 添付図書

- 敷地内における建築物の位置を表示する図面で縮尺500分の1以上のもの
- 2面以上の建築物の断面図で縮尺200分の1以上のもの
- その他参考となるべき事項を記載した図書  
(都市計画図に申請地の位置を表示したもの、建築物の敷地の位置が判明できる付近見取図等)

備考

申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

この申請書は町役場へ出してください。

契

※印欄は記入しないでください。

都市計画施設（市街地開発事業）の名称、番号等	※
------------------------	---

関係機関の意見	町	土木事務所
	※	※

許可の条件	※
-------	---

許可通知書を発行してよろしいか。

課長	副課長	課長補佐	副主幹	担当

台帳記入	許可番号、年月日
	第 号 年 月 日

## 申請についての注意

- 1 申請者は、建築しようとする建築物が都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内にかかっているか否かについて確かめてください。
- 2 都市計画施設とは、県又は市（町）が定める都市計画で決定された道路、駐車場、公園、広場等の公共用空地や、学校、図書館、保育所等の公共施設、又は、水道、下水道、ごみ焼却場等の公益施設をいいます。
- 3 市街地開発事業とは、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、市街地再開発事業をいいます。
- 4 都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域については、町役場（建設課、総務課など）又は県（都市計画課）でお尋ねください。
- 5 建築しようとする建築物（倉庫、物置等も含む）が都市計画施設等の予定地内であるときは、知事の許可がないと建築できないので許可申請書を提出してください。  
ただし、階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造の建築物の改築又は移転については申請の必要はありません。
- 6 許可通知を受けた後、許可書の写しを建築確認申請書に添付して建築確認申請の窓口へ提出してください。  
なお、建築確認申請書がいない地域又は規模の建築であっても都市計画施設等の予定地内であるときはこの許可申請が必要です。

## 都 市 計 画 法

（建築の許可）

第53条 都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施工区域内において建築物の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 1 政令で定める軽易は行為
  - 2 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
  - 3 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
  - 4 第11条第3項後段の規定により離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度が定められている都市計画施設の区域内において行う行為であって、当該離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度に適合するもの
  - 5 第12条の11に規定する都市計画施設である道路の区域のうち建築物等の敷地として併せて利用すべき区域内において行う行為であって、当該都市計画施設である道路を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定めるもの
- 2 第52条の2第2項の規定は、前項の規定による許可について準用する。
  - 3 第1項の規定は、第65条第1項に規定する告示があった後は、当該告示に係る土地の区域内においては、適用しない。